

釧路司法書士会報

Vol.129

2019

March

3

月号



釧路地方法務局長寄稿

釧路土地家屋調査士会会長寄稿ほか

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会

129号目次

CONTENTS

- 3** 近年の登記制度の動向等について
釧路地方法務局長 中 富 喜 浩
- 4** 新年のご挨拶
会長 野 村 一 仁
- 5** 年頭の御挨拶
釧路土地家屋調査士会 会長 坂 下 直 樹
- 7** 足寄町防災訓練に参加して
十勝支部 野 村 守
- 8** 平成と司法書士
北網支部 森 谷 崇 継
- 9** 入会のご挨拶について
釧根支部 宗 形 一 輝
- 10** 写真で見るイベント
- 11** 釧路司法書士会 会員の動き
- 12** 釧路司法書士会 業務日誌
- 15** 事務局よりお知らせ
- 16** 編集後記

《表紙の写真》

上湧別のチューリップ公園



近年の登記制度の動向等について

釧路地方法務局長 中 富 喜 浩

この度、貴会会報誌の寄稿の機会をいただきました。

テーマは「近年の登記制度の動向等」とのことですが、近年の法務省・法務局関連の業務を交え、紹介させていただきます。

なお、本稿中、意見にわたる部分は私見ですので、あらかじめお断りしておきます。

はじめに、オンラインによる登記申請手続についてです。

政府全体で行政手続におけるオンライン利用を推進しており、当局においても、登記及び供託手続等のオンライン申請の利用促進に取り組んでいるところ、登記申請に関する利用率は、前年同期に比較すると、約5%向上しています。

これもひとえに、会員の皆様の御理解と御協力によるものであり、感謝申し上げます。また、貴会を通じて、未導入者及び併用者への働きかけをお願いしているところですが、今後も、より一層の利用拡大につき御協力をお願いします。

次に、社会のニーズに応えるべく、法務省で取り組んでいる相続登記促進の様々な諸政策についてです。

土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続登記がされず、土地の所有権登記名義人又は表題部所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、公共事業に伴う用地取得等に支障を来すなどの、いわゆる所有者不明土地問題が顕在化しており、国会でも取り上げられるなど、社会的な関心を集めている状況にあります。

このような中、空家等対策の推進については、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対策が必要であるとして、平成27年に「空家等対策

の推進に関する特別措置法」が施行され、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）が策定されたことから、法務局において、空家等対策に関する市町村からの相談対応窓口を設置し、不動産登記情報及び地図情報の電子情報の提供をすることとされています。

そして、平成28年4月1日の基本指針の改正において、市町村が組織する協議会の構成員の具体例として、「法務局職員」が追加され、法務局職員、司法書士会及び土地家屋調査士会との連携・協力が期待されています。

また、法定相続情報証明制度については、平成30年4月1日からは相続税の申告手続に利用することができるようになり、広く利用されてきています。

今後、同制度を、更に利用して頂きますよう、会員の皆様の御協力をお願いします。

次に、長期相続登記等未了土地解消作業についてですが、平成30年6月6日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が可決成立し、同月13日に公布され、11月15日から施行されました。

長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例の内容は、公共事業の円滑な遂行を図るため所有者を探索する必要がある土地について、所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合、職権で、長期相続登記等未了土地である旨等を当該土地の登記に記録し、その所有権の登記名義人の相続人に対して必要な登記手続の勧告をすることができることとするものであり、職権登記を行うために入手した情報を登記所に備え付け、事業主体がこれを活用することにより事業の円滑化、進展に寄与することを目的とするものであります。

この施行にあわせ、長期相続登記等未了土地解消作業も開始され、現在進行中です。

最後に、法務局における自筆証書遺言の保管制度についてです。本制度は、平成30年3月13日「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」として閣議決定がされ、同日、両法律案が国会に提出されたところ、同年7月6日に成立し、同月13日に公布されたものです。

この「法務局における遺言書の保管等に関する法律」では、遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局又は地方法務局の長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされており、本法律の施行期日は、公布の日から2年を超えない

範囲内において政令で定める日とされ、政令第317号により、施行日は平成32年7月10日となっています。

これまで、自筆証書に係る遺言は自宅で保管されることが多く、それに起因して遺言書が紛失、亡失するおそれや、相続人によって遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがあることから、本制度が創設されたところです。自筆証書に係る遺言を保管する公的機関は、法務局で実施することとされましたが、その理由は、①全国一律のサービスを提供できること、②プライバシーを確保できること、③相続登記の促進につなげることができること等が考慮されたものであり、いわゆる骨太の方針2018においても、本制度の円滑な導入が政府の重要施策として掲げられたところです。今後、本制度の円滑な導入及び運用に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。



新年のご挨拶

会長 野村 一 仁

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には輝かしい新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜るとともに、司法書士制度の拡充の発展にご尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

また、平成30年に起きた「大阪北部地震及び平成30年7月豪雨における義援金」について、会員の皆様から集めた義援金は平成30年9月28日に日司連に送金しましたことをこの紙面をお借りしてご報告するとともに、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

さて、昨年の通常国会では、司法書士に直接関係のある法案が下記のとおり多数成立しました。

1 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成30年法律第20号）

人事訴訟法及び家事事件手続法には、国際的な要素を有する人事訴訟事件及び家事事件（例えば、夫婦の一方又は双方が外国籍を有する夫婦間において提起された離婚訴訟事件など）について、どのような場合に日本の裁判所が審理及び裁判をすることができるか、という国際裁判管轄に関する規律について、明文の規定がなかったが、今回の改正は、国際的な要素を有する人事訴訟事件及び家事事件の適切かつ迅速な解決を図るため、これらの事件に関して日本の裁判所が審理及び裁判をすることができる場合等を定めることとしたものである。

2 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）（平成30年法律第59号）

民法の定める成年年齢（第4条）は、単独で契約を締結することができる年齢（第5条）という意味と、親権に服することがなくなる年齢（第818条第1項）という意味を持つものであるが、この年齢は、明治29年（1896年）に民法が制定されて以来、20歳と定められてきたところ、今回の改正は、これを見直して18歳とするものである。

3 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（相続法の改正）（平成30年法律第72号）

相続手続の実務に与える影響は大きく、将来的にも長きにわたって経過措置を踏まえた実務対応が求められるので注意が必要である。

第1次施行（平成31年1月13日）……「自筆証書遺言の方式の緩和」

第2次施行（2019年7月1日）……「遺産分割に関する見直し等」「遺言制度に関する見直し」「遺留分制度に関する見直し」「相続の効力等に関する見直し」「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」等

4 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）

施行期日は、2020年7月10日である。

今年の国会に提出される改正法案等の状況については、民事執行法制の見直し・戸籍法制の見直し・特別養子制度の見直し・変則型登記の解消に向けての特例法・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案が、今年の通常国会に次の改正法案等が上程される方向です。

また、日本司法書士会連合会では、今回の司法書士法改正や日本司法書士会連合会役員選挙における予選制導入等に向けて調整中であります。

まず司法書士法改正については、「使命規定の新設」・「司法書士の懲戒処分と手続保障」・「除斥期間の創設」・「司法書士法人に関する規定」等について、日本司法書士会連合会及び日本司法書士政治連盟が、関係省庁に対して、働きかけをしており、何とか前進する見込の様です。

日司連役員選挙における予選制導入については、司法書士を取り巻く周辺環境や構造改革が、IT化やAI技術の急速な進歩により、これまでの概念を超える進歩状況にあり、災害或いは不祥事等の不測かつ緊急の事態に、迅速に対応することが求められているので、執行体制の移行時には、可及的速やかな対応を行うために、対策本部や委員会等の組織準備期間を考慮することにより、執行の継続性を確保しかつ停滞期間を生じさせないとともに、不測又は緊急の事態に対応することを目的として、予選制を導入することを提案しています。

以上述べたとおり、今年も法改正などにより、司法書士の業務に大きく影響を与える出来事が予想されますので、会員の皆様とともに、社会からの期待に応えるために、今まで以上に努力を惜しまず研鑽を積んで参りましょう。

最後に、本年が皆様にとりまして益々の発展・飛躍の一年になりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とします



年頭の御挨拶

釧路土地家屋調査士会 会長 坂下 直樹

釧路司法書士会会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

皆様方には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より釧路土

地家屋調査士会の会務運営につきましてご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の土地家屋調査士の事業としては、「受験ガイダンス」の開催、「法定相続情報証明制度」「改正民法」等の研修会、相談会の開催、オンライン申請のサポート等例年どおりの事業を行ってきましたが、今年度は、北海道の土地家屋調査士にとって大きな変換点となる事業がありました。土地家屋調査士と兼業の先生方はご存じのことと思いますが、それは平成30年度の釧路土地家屋調査士会総会におきまして「再委託は受託しない旨の宣言」を可決承認されたことです。司法書士の皆様方にも情報を共有していただきたくこの紙面をお借りしまして紹介致します。

これまで北海道内の土地家屋調査士は、官公署が測量業者に発注する用地測量の内、成果物に含まれる地積測量図及び土地所在図、不動産調査報告書を測量業者から再委託を受け、その用地測量の成果に基づいて作成していました。この再委託は、測量会社が調査士業務を受託し、土地家屋調査士が下請として地積測量図等を作成するものです。

なぜこのようなことになってしまったかと言いますと、これは昭和43年に北海道測量事業協同組合、北海道土地調査協同組合と札幌土地家屋調査士会が交わした念書に起因するものです。この念書の詳細は誌面の都合上割愛しますが、この念書により50年もの長きにわたり再委託が続けられてきました。結果として名義貸しの温床になってしまったことも事実です。

この契約は、土地家屋調査士側から見ると当事者である官公署との直接契約ではないため、測量会社から受託した土地家屋調査士は土地家屋調査士会会則第89条（非調査士等との提携禁止）に違反します。また、官公署から直接受託した測量会社は土地家屋調査士法第68条第1項（非調査士等の取締り）に該当

します。現実に本州では懲戒処分となった事例があります。司法書士法も調査士法と同じ作り込みをしていますので皆様方にはご理解いただけたと思います。測量会社が司法書士業務を受託しているのと同じです。

そこで、土地家屋調査士の北海道ブロック協議会では道内の四調査士会と協力し、この不相当な契約形態を是正すべく、発注官公署、特に北海道、開発局に対し測量業者の業務と分離した、地積測量図等の作成に必要な業務を直接土地家屋調査士に発注するよう求め、平成20年頃より本格的に協議を進めてきました。しかし50年の壁は高く分離発注には至りませんでした。

北海道ブロック協議会としては、まず平成29年3月に当該念書の当事者である札幌土地家屋調査士会が、念書の相手方である組織が既に解散し継承主体も存在しないことを理由に同念書の失効を宣言しました。そして法令等遵守の精神、国民の利益の保守、適正な土地家屋調査士業務の受託、会員の保護、名義貸し会員の根絶を目的に、自ら測量会社等第三者からの再委託業務は受託しない決意を総会で決議することになり、前述の「再委託は受託しない旨の宣言」ということになりました。

釧路会以外は、臨時総会での上程となり昨年10月に札幌会、11月に旭川会が可決承認され、今年2月には函館会でも承認される予定です。

道内の土地家屋調査士は、この宣言をスタートの号砲としてこれからも分離発注へむけた活動を進めていく所存です。どうか司法書士の皆様方にもこの宣言の趣旨をご理解いただき、土地家屋調査士に対し応援いただければ幸いです。

結びに、貴会会員の皆様方のご健康・ご活躍を祈念致しまして、年頭の挨拶とさせていただきます。今年もよろしくお願いいたします。



足寄町防災訓練に参加して

十勝支部 野村 守

北海道胆振東部地震から約1か月後の平成30年10月11日、足寄町総合体育館において開催された平成30年北海道防災総合訓練に、帯広支部の中川貴志先生とともに北海道災害復興支援士業連絡会の一員として参加した。

北海道災害復興支援士業連絡会とは、北海道の弁護士、司法書士、不動産鑑定士、公認会計士、土地家屋調査士、税理士、行政書士で構成され、各士業が密に連携することにより、災害時の相談窓口として、各種相談を受け付ける総合サポートセンター的な役割を果たすことを目的とした団体である。各士業が得意分野を生かしつつ、専門外分野については他の士業が対応することにより、迅速かつ正確なサポートが期待できるのである。

我々は、午前9時30分頃に現地入りし、自らの出展ブースの設営にあたった。我々の他に、札幌からは、弁護士の先生1名と不動産鑑定士の先生1名が参加し、士業連絡会からは計4名での参加であった。

この防災訓練は、災害発生を想定し、午前10時頃より防災行政無線で町民に避難を呼びかけ、町民が避難所である総合体育館に避難し、その後体育館内に開設された、各出展団体の展示ブースを見学するというものである。

様々な出展団体が、災害時に役立つ情報提供等を行っていたので、その中からいくつか簡単に紹介する。柔道整復師会は、災害時に身の回りのものでヘルメットを作る体験を行い、小学生に人気だった。清涼飲料水メーカーは、災害時に飲料水が無料提供される自販機の展示で実際に無料提供の体験を行っていた。また、実際に被災地で使用した、巨大な炊き出し器を展示している企業もあった。話を伺うと、この会社は本州の会社で、被災者支援に大変尽力されており、先の北海道地震の際も支援にあたったという。その他は、

段ボールベッドの組み立て体験があった。段ボールベッドは意外と大きく、大人二名で寝ても大丈夫な程であった。この訓練の中で一番人気だったのは、自衛隊による炊き出しで、訓練の参加者に自衛隊の自家製カレーが振舞われた。我々もお昼ご飯としてこのカレーを特別に頂いた。被災時の食事としては十分おいしかった。

ところで、我々の展示ブースはというと、職業柄、特にこれといった展示物や体験ものではなく、士業連絡会のチラシと、災害時にも掲げるであろう北海道災害復興支援士業連絡会の横断幕だけであったため、展示ブースとしての物足りなさは否めない感じがあった。

しかし、ブースに来て話を聞いてくれた方々の感触は悪くなく、少なからずこのような相談機関は必要とされているものであると感じた。それと同時に、災害時、司法書士として具体的にどのようなことができるかということもなかなか難しい問題だと感じた。我々の日常的な相談業務とはまた異色の問題に対応しなければならない。そして北海道での災害となれば、自らも被災者の一人であるかもしれない。そういった中で、司法書士として冷静な対応をするためには、予めある程度の意識や準備をしていなければ、できるものではないと思う。そのためにも、日ごろから防災意識を高め、災害時に、少なくとも司法書士が現場で足手纏いにならないようにしなければならない。

年も明け、北海道地震から早くも5か月ほど経ち、被災の感覚も日に日に薄れつつある中、今一度、災害は他人事ではないこと、司法書士としてサポートできることは何なのか、改めて考えなければならないと思った。



平成と司法書士

北網支部 森 谷 崇 継

平成を終えるにあたり、司法書士と平成を結びつけるならば、2002（平成14）年の司法書士法の大改正ではなかろうか。これにより司法書士に簡裁代理権が付与され、司法書士の業務権限が大幅に拡大され、認知度にも多大な影響を与えたことだろう。同時に、他士業との業際問題や司法書士による訴訟能力不足も浮き彫りになったのではなかろうか。権限があるからとはいえ、必ずしもエキスパートであるとは限らず、役者不足ゆえに依頼者の利益を侵害するようなことは避けなければならない。分業社会、更に国家資格として士業が各分野に分断されていることから、餅は餅屋であるということは念頭に置くべきだと筆者は考える。とはいえ、せっかく与えられた権限を活かすことを放棄するというわけにもいかない。我々は慈善事業ではない。国民の権利利益の保護に寄与すると同時に自身の生活の為にビジネスを行っている。バランスを保ちつつ、出来る範囲で誠実に業務を行い、正当に隙間を埋める程度の役割でいいのではないかと考える。もちろん、我々司法書士の雛型である登記業務については、十分にプライドを持って執務に接するべきである。他士業には一切の手出しをさせないくらい、執拗に権限を護る態度で臨むべきだ。

平成といえば、もう一つ。犯収法（いわゆるゲートキーパー法）が施行されたことも司法書士に大きな影響を与えたことだろう。犯

収法を抜きにしても、本人確認・意思確認については、司法書士に対し重たい負担が強いようになったのではないだろうか。裁判例を見ると、裁判所は司法書士に対し検視官のような役割を求めているように思われる。良く言えば、信頼を置いている証拠であるが、筆者からすると責任が過大すぎるようにも思われる。とまあ、愚痴を溢すには不相应に経験が浅いためここで留めておくとする。

最後に、昨今話題である仮想通貨の基となるシステム、ブロックチェーン（分散型台帳技術）について、不動産業界にとって大きなイノベーションとなることが期待されている。何年、何十年先になるか、はたまた実現しない可能性もあるが、仮に社会的に普及が広がり、国や金融機関にブロックチェーンシステムが導入されれば、24時間365日、本人確認、契約、決済、登記までオンライン上で簡単に行うことが可能となる社会が出来上がる。新元号の時代に技術革新が起こるのか神のみぞ知る話ではあるが、我々司法書士にとっても無関係の事柄ではないはずだ。社会的なイノベーションではあるが、小難しい話は抜きにしてストレートに「お仕事がなくなるかもしれない」という問題が浮き上がるだろう。現状に胡坐を搔かず、時代についていく姿勢が必要だと思われる。



入会のご挨拶について

釧路支部 宗 形 一 輝

平成30年度に司法書士試験に合格し、釧路司法書士会に入会させて頂いた宗形一輝と申します。中標津町生まれ、中標津育ち、札幌大学法学部出身で大学2年の時にこの司法書士という仕事を知りました。私の父親の従兄弟が札幌で司法書士の仕事をしているということでこの資格を目指してみないかということで地獄の試験だと知らず長い受験生活となりました。現在31の歳で受かりましたので恥ずかしい限りではありますが約10年間、受験生をやっていました。

このとおりあまり頭は良くはありませんが負けず嫌いで根性はある方だと思います。何分、右も左もわかっていない若造ではございますがまた、迷惑をかける点多々あるかとおもいますが安全に丁寧に仕事をさせていただきますのでご指導ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

さて、ここからは簡単ではございますが自己紹介をさせていただきます。趣味といたしましては読書と柔道をしており、読書は小説、経済書、思想もわずかばかり嗜みます。柔道につきましては小学生のころからやっており高校生の時に2段をとりそれから段位はあげておりません。現在、中標津柔道少年団の指導者として活動をさせて頂いております。

また、青年会議所としても活動をさせて頂いておりますのでもし釧路司法書士会の会員に現役ないしOBがいれば地域の福祉に貢献していきたいので議論できればと思います。

最後になりますが地域福祉、経済の発展を支えることができるのは我々、司法書士だと思います。そのために、一生懸命考え、行動していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。



写真で見るイベント



第3回 業務研修会「和歌山訴訟・懲戒事例」
平成30年10月27日(土) 於：北見市民会館



第4回 業務研修会「民法改正・本人確認」
平成30年11月17日(土) 於：国際交流センター



釧路司法書士会 会員の動き

平成31年2月8日現在

*入 会



●^{むな}宗^{かた}形^{かず}一^き輝 殿 (釧根支部)

登録年月日 平成30年12月4日
 登録番号 釧路 第246号
 事務所住所 〒086-1044
 標津郡中標津町東4条北1丁目2番地19
 電話番号 (090) 8907-2357

*退 会

●仁 木 孝 全 殿 (十勝支部)

退会年月日 平成30年12月28日
 登録番号 釧路 第203号

*登録事項変更

●後 藤 毅 俊 殿 (釧根支部)

平成30年11月1日届
 事務所住所 〒088-0302
 白糠郡白糠町東2条南1丁目2番地9
 電話番号 (01547) 2-2258
 FAX番号 (01547) 2-2388

●宗 形 一 輝 殿 (釧根支部)

平成31年2月4日届
 事務所住所 〒086-1006
 標津郡中標津町東6条南1丁目1番地3
 電話番号 (0153) 77-9303
 FAX番号 (0153) 77-9303

●長谷川 博 一 殿 (釧根支部)

平成30年2月8日届
 事務所住所 〒086-1157
 標津郡中標津町西町5丁目4番地1
 電話番号 090-8047-8047

※平成30年9月27日発行(第128号)の中で、十勝支部 窪田篤弘 会員の事務所住所の表記に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

誤) 帯広市東8条南39丁目1番21号
 正) 帯広市西8条南39丁目1番21号

釧路司法書士会 業務日誌

(H30.9 ~ H31.3)

9月

September

- | | | |
|------------|----------------------|---------------|
| 1日(土) | 第2回業務研修会「民法(相続関係)改正」 | 於：阿寒「まりむ館」 |
| 5日(水) | 高齢者・障がい者のための成年後見相談会 | 於：北見市民会館 |
| 8日(土) | 平成30年度年次制研修会 | 於：釧路ラスティングホテル |
| 17日(月)・(祝) | 高齢者・障がい者のための成年後見相談会 | 於：釧路国際交流センター |

10月

October

- | | | |
|----------------|------------------------------------|---|
| 3日(水) | 法の日記念無料相談会 | 於：北見市民会館 |
| 4日(木) | 釧路市空き家無料相談会 | 於：釧路市役所防災庁舎(西山支部長) |
| 7日(日) | 全国一斉 法務局休日相談 | 於：釧路地方法務局本局
(西山支部長・木村会員) |
| 10日(水) | 「相続人調査」法務局打合せ | 於：釧路地方法務局(在釧理事) |
| 11日(木) | 災害復興支援士業連絡会「北海道防災訓練」 | 於：足寄町(中川理事・野村 守会員) |
| 11日・12日(木)・(金) | 平成30年度第2回会長会 | 於：日司連ホール(佐渡副会長) |
| 16日(火) | 帯広一日合同行政相談所
日本支援センター釧路地方協議会十勝会議 | 於：帯広藤丸8階(笹島会員)
於：ホテルグランテラス帯広
(久保会員) |
| 17日(水) | Web会議(会長・副会長・理事) | 於：事務局 |
| 18日(木) | 釧路一日合同行政相談所 | 於：市役所防災庁舎(西山支部長) |
| 23日(火) | 日本支援センター釧路地方協議会北網会議 | 於：北見プラザホテル(中島理事) |
| 27日(土) | 第3回 業務研修会「和歌山訴訟・懲戒事例」 | 於：北見市民会館 |
| 30日(火) | 「相続人調査」法務局打合せ
網走市空家対策協議会 | 於：法務局(菅原理事)
於：網走市役所(中島理事) |
| 31日(水) | 住宅支援機構事務処理 | 於：事務局 |

11月

November

- | | | |
|--------|---------------------------|--------------------|
| 4日(日) | 空き家所有者不明土地問題対応ブロック会別担当者会議 | 於：札幌司法書士会(中川理事) |
| 8日(木) | 登録面接(宗形一輝氏) | 於：事務局 |
| 10日(土) | 北海道ブロック司法書士協議会理事会 | 於：札幌司法書士会館(ブロック理事) |
| 〃 | 北海道空き家対策相談会 | 於：とかち館(笹島会員・神谷会員) |
| 15日(木) | 「相続人調査」法務局打合せ | 於：法務局(野村会長) |
| 17日(土) | 第4回業務研修会「民法改正・本人確認」 | 於：国際交流センター |

〃 会報委員会
30日(金) 住宅支援機構事務処理

於：ANAクラウンプラザ
於：事務局

12月

December

12日(水) 登録交付式（宗形一輝会員） 於：事務局
15日(土) 予選制導入・テロ資金供与対策・司法書士法違反对応に関するブロック会別説明会
於：札幌司法書士会（野村会長・森副会長・金田理事）
16日(日) 民事信託支援業務推進に関するブロック会別担当者会議（金田理事）
18日(火) 支援センター釧路協議会 於：釧路プリンスホテル（佐渡副会長）
〃 えせ同和行為対策連絡会議 於：端野町公民館（池田支部長）
27日(木) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
28日(金) 事務局仕事納め

1月

January

7日(月) 事務局仕事始め
12日(土) 北海道ブロック開業支援フォーラム 於：ホテルノースシティ
（森副会長・中川理事）
シンポジウム不動産トラブルを裁判所の民事調停で解決しよう
於：AP市ヶ谷LearnigSpace
（有賀副会長）
13日(日) 北海道ブロック新人研修講師釧路担当（近江会員・伊藤会員・金田理事・酒井理事）
17日(木)・18日(金) 第3回会長会・新年賀詞交歓会
19日(土) 第5回業務研修会「相続法と司法書士業務」（同時配信）
於：釧路ロイヤルイン
21日(月) Web会議（会長・副会長・理事） 於：事務局
〃 家事関係機関との連絡協議会 於：釧路家庭裁判所（酒井勝己理事）
22日(火) 湧別町空家対策協議会 於：上湧別町コミュニティセンター
（辻香澄会員）
24日(木) 危機管理に関する全国事務局担当者会議 於：日司連ホール（事務局吉澤）
26日(土) 旭川司法書士会会館落成祝賀会 於：星野リゾートOMO（森副会長）
29日(火) 網走保健所管内自殺対策連絡会議 於：オホーツク合同庁舎（中島理事）
31日(木) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

2月

February

1日(金) 福祉医療機構事務処理 於：事務局
2日(土) リーガル研修会 於：釧路交流プラザさいわい
3日(日) 北網支部研修会

- 15日(金) 司法書士法施行規則第41条の2規定による調査 於：帯広支局
 16日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理事会 於：札幌司法書士会館
 22日(金) 権利登記協議会 於：釧路地方法務局
 (佐渡副会長・佐藤副会長・志築理事・金田理事)
 23日(土) 北網支部研修会
 28日(木) 成年後見制度利用促進に向けた意見交換会北見 (中島理事)
 “ 網走空家対策協議会 於：網走市役所 (中島理事)

3月

March

- 2日(土) 第6回業務研修会 於：釧路まなぼっと
 7日(木) 北海道貸金業連絡会釧路拡大幹事会 釧路財務 (菅原理事)
 8日(金) 北海道貸金業連絡会帯広拡大幹事会 帯広財務 (大場副支部長)
 19日(火) 北海道貸金業連絡会北見拡大幹事会 北見財務 (中島理事)

事務局よりお知らせ



昨年11月よりパート勤務でお願いしている「高橋麻実」さんをご紹介します。

ご家族は、アイスホッケーをしている中学生の男の子さんにご主人です。

昭和48年生まれで、明るくて、とても優しい方です。

まだ、時々のお勤めではありますが、電話に出ましたら、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

道新で2018（平成30）年の道内10大ニュースを見ると、1位・胆振東部地震、2位・全道「ブラックアウト」とあります。9月6日未明の大地震と道内全域の停電は衝撃的でした。その日の夕刊には「眠り破る烈震 都市機能停止」とありました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げ、ご健康をお祈り申し上げます。私も当日は事務所を閉め、唯一の情報源であるラジオを頼りにガソリンスタンドに並び、スーパーの駐車場で食料品を買い求めました。私は、2011年の東日本大震災以降、手回しの充電ラジオを常備し、飲料水や保存食品を「ローリングストック」していました。が、長時間の停電対策となると…

この大地震とブラックアウトが真冬だったら…想像を絶しますが…今月8日、記録的な寒波に襲われました。翌9日の朝刊には「史上最強の寒波」全道凍結（最高気温が氷点下10度以下）とありました。我が築40年の木造中古住宅の冷え込みは最悪で…重ね着と電気シートで何とか乗り切ったのですが、水道管が凍結していました。さらに、13日の朝刊には「5日連続 道内全地点で真冬日」とあり、「凍裂や私の中の冬花火」…我が家の耐寒修行は続行中です。

また、国内10大ニュースには本庶佑・京大特別教授のノーベル医学生理学賞の受賞があり、小学生男子の将来の夢の1位は「学者」とありました。各界の若い人々の活躍は目覚ましく、新しい時代の息吹が感じられたのも2018年でした。…間もなく新年度、5月1日からは新元号での新たな時代と一斉に花咲く道東の春を迎えます。会員の皆様が健康で益々ご活躍されますよう祈念申し上げます。

平成31年2月14日

十勝支部 寺 沢 秀 明

釧路司法書士会報

釧路司法書士会会報編集委員会

平成31年3月14日 発行（第129号）

担 当 副 会 長 森 一也

担 当 理 事 中川 貴志

会報編集委員 寺沢 秀明 森田 拓巳

印 刷 ソーゴー印刷株式会社 TEL (0155) 34-1281